（法第四十条第五項の厚生労働省令で定める措置）

第三十二条の四　法第四十条第五項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者の賃金水準に関する情報の提供

二　派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準に関する情報の提供

三　派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する労働者の募集に係る事項（賃金に係る情報に関する部分に限る。）の提供

四　その他法第三十条の三第一項の規定により派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の賃金が適切に決定されるようにするために必要な措置

（法第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者）

第三十二条の五　法第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、六十歳以上の者とする。

第三十三条（見出しを含む。）中「第四十条の二第一項第三号」を「第四十条の二第一項第四号」に改める。

第三十三条の二（見出しを含む。）中「第四十条の二第一項第四号」を「第四十条の二第一項第五号」に改める。

第三十三条の三及び第三十三条の四を次のように改める。

（派遣可能期間の延長に係る意見の聴取）

第三十三条の三　法第四十条の二第四項の規定により労働者の過半数で組織する労働組合（以下「過半数労働組合」という。）又は労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）の意見を聴くに当たつては、当該過半数労働組合又は過半数代表者に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　派遣可能期間を延長しようとする事業所等

二　延長しようとする期間

2　前項の過半数代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第一号に該当する者がいない事業所等にあつては、過半数代表者は第二号に該当する者とする。

一　労働基準法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二　法第四十条の二第四項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の民主的な方法による手続により選出された者であること。

3　派遣先は、法第四十条の二第四項の規定により意見を聴いた場合には、次に掲げる事項を書面に記載し、延長前の派遣可能期間が経過した日から三年間保存しなければならない。

一　意見を聴いた過半数労働組合の名称又は過半数代表者の氏名

二　第一項の規定により過半数労働組合又は過半数代表者に通知した日及び通知した事項

三　過半数労働組合又は過半数代表者から意見を聴いた日及び当該意見の内容

四　意見を聴いて、延長する期間を変更したときは、その変更した期間

4　派遣先は、前項各号に掲げる事項を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業所等の労働者に周知しなければならない。

一　常時当該事業所等の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二　書面を労働者に交付すること。

三　電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該事業所等に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第三十三条の四　法第四十条の二第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　派遣可能期間の延長の理由及びその延長の期間

二　当該異議（労働者派遣により労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行が損なわれるおそれがある旨の意見に限る。）への対応に関する方針

2　派遣先は、法第四十条の二第五項の規定により過半数労働組合又は過半数代表者に対して説明した日及び説明した内容を書面に記載し、当該事業所等ごとの業務について延長前の派遣可能期間が経過した日から三年間保存しなければならない。

3　派遣先は、前項の書面に記載した事項を、前条第四項各号に掲げる方法によつて、当該事業所等の労働者に周知しなければならない。

第三十三条の五　派遣先は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として、当該労働者に対して不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

第三十三条の六　法第四十条の二第七項の規定による通知は、同項の規定により通知すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならない。

（法第四十条の四の厚生労働省令で定める者）

第三十三条の七　法第四十条の四の厚生労働省令で定める者は、法第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により同条第一項第一号の措置が講じられた者とする。

（法第四十条の五第二項の厚生労働省令で定める者）

第三十三条の八　法第四十条の五第二項の厚生労働省令で定める者は、法第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により同項第一号の措置が講じられた者とする。

第三十四条第一号中「事業所その他の派遣就業の場所（以下この条及び次条において「事業所等」という。）」を「事業所等」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（法第四十二条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練）

第三十五条の二　法第四十二条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練は、次のとおりとする。

一　業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る教育訓練であつて計画的に行われるもの

二　業務の遂行の過程外において行われる教育訓練

第三十六条（見出しを含む。）中「第四十二条第一項第七号」を「第四十二条第一項第十号」に改め、同条第四号中「場所」の下に「並びに組織単位」を加え、同条第六号中「法第四十条の二第一項第一号の」を「令第四条第一項各号に掲げる」に改め、「条番号及び」を削り、同条第七号中「第四十条の二第一項第二号イ」を「第四十条の二第一項第三号イ」に改め、同条第八号中「第四十条の二第一項第二号ロ」を「第四十条の二第一項第三号ロ」に改め、同条第九号中「第四十条の二第一項第三号の業務について」を「第四十条の二第一項第四号の」に改め、同条第十号中「第四十条の二第一項第四号の業務について」を「第四十条の二第一項第五号の」に改める。

第三十八条第一項中「同条第一項第二号から第四号まで」を「同条第一項第四号から第六号まで」に改め、同条第二項中「、前項」を「、同項」に改める。

第四十五条第二項中「第四十六条第六項の規定によりじん肺法」の下に「（昭和三十五年法律第三十号）」を加える。

第五十五条第二号を次のように改める。

二　削除

第五十五条第五号中「及び第二項」を削る。